

令和2年2月3日（月曜日）

第1回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和2年第1回松島町議会臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	杉原 崇 君	2番	櫻井 靖 君
3番	緑山 市朗 君	4番	赤間 幸夫 君
5番	高橋 利典 君	6番	片山 正弘 君
7番	澁谷 秀夫 君	8番	今野 章 君
9番	太齋 雅一 君	10番	後藤 良郎 君
11番	菅野 良雄 君	12番	高橋 幸彦 君
13番	色川 晴夫 君	14番	阿部 幸夫 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	千葉 繁雄 君
財務課 長	佐藤 進 君
企画調整課 長	佐々木 敏正 君
町民福祉課 長	太田 雄 君
健康長寿課 長	齊藤 恵美子 君
産業観光課 長	安土 哲 君
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	鷹平 義弘 君
水道事業所 長	岩淵 茂樹 君
危機管理監	蜂谷 文也 君
子育て支援対策監	本間 澄江 君
総務課総務管理班 長	櫻井 和也 君
教 育 長	内海 俊行 君
教 育 次 長	児玉 藤子 君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

---

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 2 月 3 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

2 月 3 日の 1 日間

〃 第 3 議案第 1 号 工事請負契約の締結について

〃 第 4 議案第 2 号 工事請負契約の締結について

〃 第 5 議案第 3 号 令和元年度松島町一般会計補正予算 (第 6 号) について

〃 第 6 議案第 4 号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について

〃 第 7 議案第 5 号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について

〃 第 8 議案第 6 号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

2 月 3 日の 1 日間

〃 第 3 議案第 1 号 工事請負契約の締結について

〃 第 4 議案第 2 号 工事請負契約の締結について

〃 第 5 議案第 3 号 令和元年度松島町一般会計補正予算 (第 6 号) について

〃 第 6 議案第 4 号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について

〃 第 7 議案第 5 号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について

〃 第 8 議案第 6 号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

町長より挨拶を求められておりますので、それを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第1回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集賜り厚く御礼を申し上げます。

本日、お手元に令和2年1月31日現在における台風第19号に係る松島町の被害状況等の資料をお配りさせていただきましたので、お目通しいたきますようお願い申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、工事請負契約の締結及び令和元年度松島町一般会計補正予算等についてを提案させていただくものでございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、6番片山正弘議員、7番澁谷秀夫議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をしました。

---

#### 日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第1号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第1号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する農

道弁天1号線舗装補修工事に関するものであり、去る1月16日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路舗装補修工、施工延長1,299メートルを行うものであります。

工期は、令和2年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、農道弁天1号線舗装補修工事の契約につきまして、説明いたします。

工事につきましては、東日本大震災復旧復興事業に伴う大型工事車両の通行で損傷した道路舗装について、東日本大震災復興交付金事業により舗装補修を行うものです。

説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

工事箇所につきましては、赤線部分の手樽地区、国道45号と県道奥松島松島公園線を結ぶ道路の県道側、農道弁天1号線であります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

12月議会の補正予算でも説明しておりますが、舗装補修は、車道部の舗装打ちかえ補修を行うものであります。今回の補修工法は、現在のアスファルト舗装を砕きながらセメント及びアスファルト乳剤をまぜ、攪拌、転圧を行い、その上に5センチメートルのアスファルト舗装を行います。これにより、今ある舗装より5センチメートル舗装面が高くなりますが、舗装の強度が上がる補修を行います。昨年度、北部地区で実施しました農道補修と同じ工法であります。

図面左下の標準横断図ですが、車道部の道路幅員は7.0メートルであります。補修部分は、表層部分のアスファルト舗装、厚さ5センチメートル、路盤部分の路上路盤再生、厚さ10センチメートルでございます。

図面右上、工事概要ですが、施工延長1,299メートル。表層工厚さ5センチメートル、9,090平米。路上路盤再生工厚さ10センチメートル、9,090平米。附帯工一式であります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法は条件付一般競争入札を行ったものです。公募したところ7者から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、我妻建

設株式会社を請負契約予定者としたものでございます。落札金額は4,969万円であり、契約額につきましては、消費税が入りまして5,465万9,000円であります。また、仮契約につきましては、令和2年1月22日に締結をしております。なお工期につきましては令和2年3月31日までであります。繰り越しを行う予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） おはようございます。

大きく1点なんです。この路線、ずっと全線通してですけども、施工延長1,299メートルの中に、奥松島線側のほうであります。まず仙石線の高架下、かなり低いところ、排水側溝も一部横断しているような箇所があると思います。それから、そこからさらにサンフレッシュ松島側に向かって、暗渠管なのか、管渠が何点か横断していると思うんですね。そういった埋設管等、あるいは著しく低く、常時、雨が降った際に水たまりになるような箇所についての舗装のあり方としても、同様、この標準スタイルでいかれるのかどうかというところを確認しておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、仙石線下の交差する部分につきましては、昨年度、舗装復旧を1回実施しております。舗装復旧する際なんですけれども、普通のアスファルト舗装で行いましたが、下に試験的にグラスファイバー製のネット的なものを入れたというのもありまして、こちら今回の施工範囲の中に入っておりますけれども、施工業者さんとその辺現地確認しながら、実施するかしないかというものを決めていきたいと思います。今回はその部分も含めまして施工するというので発注させていただきました。

あと、もう1つ、暗渠管の部分につきましては、何本か横断管が走っているということで、こちら高さ等々確認しまして、実際10センチ下まで攪拌するものですから、影響が出ないよう施工したいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 舗装はどうしても水に弱いという性質を持ちますからね。水とか凍結等に弱いという面を持っていますから、そういった配慮がまず施工過程の中で現地を確認しながら、請け負ってくださった業者さんと詰めて、そういった施工のあり方について配慮していく

ということで理解しました。

それから、暗渠管類なんですけど、よく小さな橋梁等あるいはボックスカルバート等、その前後が傷みが激しかったり、バウンドして、よく時間とともにわだちになって、するわけなんですけれども、そういった配慮についても、一定程度配慮されているものという理解でいいですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 路盤と路盤材、アスファルトとセメントをまぜながら攪拌するんですけれども、その際確認しながら、その部分、暗渠管前後については、もう少し強度が増すように施工業者さんをお願いしまして実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） これで終わりにしますが、標準横断図を見ると、3.5、3.5の振り分けで、若干路肩のほうに薄く赤でラインが入っているんですけれども、これ何か意味ありますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） アスファルト舗装が最後に終わりますと5センチ舗装面が上がる形となっております、この赤の細い部分につきましては、路肩盛り土という形で表現させていただきました。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） その路肩盛り土の構造的には、表面にローラーをかけた程度で終わるといいますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 盛り土と転圧をして終わりになります。

以上でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今回の補修舗装については、北小泉幡谷線の道路の補修舗装と同じ内容でやられるということで、状況を見ると本当に今でも余り傷んでいなくて、やはり工法としてはなかなかいい工法なのかななんて思いながら今見ているわけですが。

それはさておいて、今回もこの2月に入って議案を提案されるということで、当然繰り越しの事業になっていくだろうと、こういうことになるかと思うんですが。これまでは復興期間中

ということもあって、繰り越し繰り越しということが何となく次々と流して認められてきたというような状況もあったのかなとは思っているんですが、やっぱり復興期間もいよいよ終わりに近づいてきて、繰り越しという問題について、もう一度我々考えてみる必要があるんじゃないかなと思っっているんですよ。やっぱり年度内にきちんと当該年度の事業を終わる形にするということが大事になっているんじゃないかなと思うんですが、その辺について、今回このような形で多分繰り越しすることになるであろう事業の、なぜそうなったのかということと、今後の考え方について、一度お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、今回この時期の発注になったということにつきましては、復興庁との協議がありまして、なかなか協議が調わなかったということがあります。こちら効果促進事業でやらせてもらうわけなんです、その協議が調って補正をさせていただきますのが12月ということで、この時期の発注になったということでもあります。

工事につきましては、実際のところ、準備期間1カ月、あと施工期間は、前年度の実績を見ますと約1カ月ぐらいで終わるのかなと考えております。あとは最終の工事の仕上げ、あと後片づけとかありまして、大体1カ月かかるということでもありますので、連休前には終わるような形になっておりますけれども、繰り越しになるのかなと考えております。ただ、業者さんには、できる限り3月で終わらせていただきたいという話はしていたんですけれども、天候等もありますので、繰り越しと考えております。

あと、復興事業関係で繰り越しがずっと続いているということでありましたけれども、建設課としましても、繰り越しがなるべく少なくなるように努力してまいりましたが、やはり件数関係とか協議関係とかありまして繰り越しという形になっておりますけれども、来年度、復興事業最終年度になりますので、来年度は繰り越しがないように考えてまいります。

以上でございます。（「信じて」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいんですか。（「はい」の声あり）いいですか。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第1号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結について

- 議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

- 町長（櫻井公一君） 議案第2号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道手樽・富山駅線舗装補修工事に関するものであり、去る1月16日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路舗装補修工、施工延長1,320メートルを行うものであります。

工期は、令和2年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

- 建設課長（赤間春夫君） それでは、町道手樽・富山駅線舗装補修工事の契約につきまして、説明いたします。

工事につきましては、前議案同様であります。東日本大震災復興交付金事業に伴う大型工事車両の通行で損傷した道路舗装について、東日本大震災復興交付金事業により舗装補修を行うものです。

説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

工事箇所につきましては、赤線部分、町道手樽・富山駅線の県道奥松島松島公園線から銭神漁港前までの区間であります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

前議案同様に、舗装補修は車道部の舗装打ちかえ補修を行うものであり、県道から手樽海浜

公園まで620メートル区間は全断面補修、海浜公園前700メートル区間は駐車場側の半断面補修を行うものです。

補修工法は、現在のアスファルト舗装を砕きながらセメント及びアスファルト乳剤をまぜ、攪拌、転圧を行い、その上に5センチメートルのアスファルト舗装を行います。

図面下の標準横断図ですが、車道部の道路幅員は7.0メートルであります。施工幅は、前段面区間で7.0メートル、半断面区間で3.5メートルの打ちかえ補修を行います。補修部分は、表層部分のアスファルト舗装厚さ5センチメートル、路盤部分の路上路盤再生厚さ10センチメートルでございます。

図面右上、工事概要になりますが、施工延長1,320メートル。表層工厚さ5センチメートル、6,790平米。路上路盤再生工厚さ10センチメートル、6,790平米。附帯工一式であります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法は条件付一般競争入札を行ったものです。公募したところ7者から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、我妻建設株式会社を請負契約予定者としたものでございます。落札金額は4,077万円であり、契約額につきましては、消費税が入りまして4,484万7,000円であります。また、仮契約につきましては、令和2年1月22日に締結をしております。なお工期につきましては令和2年3月31日までであります。繰り越しを行う予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。5番高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 5番高橋でございます。

この施工の延長で1,320メートルの部分の間で、半断面が700メートルありますけれども、この半断面という区間、なぜこの半断面になったのか。私からしてみれば、大して変わっていないように思うんですけれども、歩いていてみて。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 半断面区間の700メートルにつきましては、海浜公園手前になりますけれども、海側についてですけれども、こちらは避難道路の工事で歩道の整備をさせてもらっております。その歩道整備の際に、歩道と車道の高さ調整ができないことから、その工事の中で半分もう施工が完了しております。それですので、半断面は施工がもう終わりということで、残りの半断面を今回補修するという形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 歩道のあれは前回やって施工が終わっているという形というのはわかっているんですけども、ある程度の波打った段階での震災のとき、ああいった波打った道路をそのまま歩道もそのような状況でやりますよということで、前もお聞きしました。なおさら、この道路も終わっているという形なんですかね、今までの流れからいうと。その落差というものができてくるとかなんかというのはいないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 避難道路のときにも説明させていただきましたが、この700メートル区間の縦断勾配ありますけれども、その縦断勾配は基本的に変えないで完成形としますということでありました。それも基本的には変えないで、半断面舗装が完了しておりますので、残りの半断面を今回施工するという形になります。

以上でございます。（「はい」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。よろしいですか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今回の手樽・富山線の入札結果表、1番最後の3ページにかかわっての質問であります。最初に農道弁天1号線のほうを1号議案として審議が終わっているわけですが、同じ業者さんが指名競争等参加されているということでもあります。

質問は、今野議員さんがお尋ねされたように繰り越し事業という形でなっているという関係もありますし、入札の結果の数字と落札リストを見ましても、ほぼ遜色ないような、前の議案1号と余り変わらないような内容でしたから、1回目の弁天のほうの工事で落札された業者さんは今回は退いてもらって残りの6者でとか、そういった入札指名のあり方をとれば、幾ばくかでも工期短縮等のできるのではないかなと思ったものですが、そういった検討はなされたのでしょうか、どうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤進君） 先ほど入札第1回目というか第1号議案と第2号議案の業者数が同じということで、こちらにつきましては、指名競争入札じゃなくて一般競争入札ということで、告示行為をして業者が公募するというので、まずこの1号議案と2号議案は工事請負契約とか入札についてやっております。

それで、先ほど赤間議員さんからご質問があった件については、平成30年の9月議会で今野

議員さんからも同様の質問で、1回目にとった業者さんは2回目落札できないというか、そういうことができないかというような趣旨のような記憶で私たちも理解しております、9月定例会後にちょっと自治法及び法令解釈など調べさせていただいたところでございます。

まず、地方自治法施行令第167条の5では、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ契約の種類、金額に応じ、工事、製造または販売等の実績、従業員の数、資本の額、その他経営の規模、そういうのを資格で定めることができます。また、地方自治法施行令第167条の5の2、こちらについては、契約の性質または目的により、先ほど申し上げた第167条の5のほか、さらに事業所の所在地またはその者の契約に関する工事等についての経験とか技術的な配置とかということで、そちらの資格とかを有する者ということで、そういうことを条件として入札を行わせることができるというふうに、まず地方自治法施行令ではそのような条件になっていると。そちらを踏まえて法令解釈等の図書をちょっと参考にすると、地方自治法の施行令で定めているもの以外については、そういう条件を定めることができないということの解釈になっておりますので、このような結果といたしまして、一般競争入札、条件つきなんですけれども、そのようなことを踏まえると、地方自治法施行令の定める条件を付すことはできるが、入札に、1回目をとったから2回目参加できないとか、そういう条件は、参加資格にはちょっとできないということで、業者が一般競争入札ということで告示して申し込みしておりますので、1回目とったから2回目辞退とかということで、町のほうではそういう条件も定められないですし、辞退してくださいということも言えないということで、入札参加資格の条件さえ満たしていれば、あとは入札参加業者の判断ということになるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ちょっと今の説明で大体は理解するところはあるんですけどもね。要は、条件付一般競争入札という形で、あくまで施行令等に基づいた執行を町は進めるんであって、仮に指名等を入札関係での指名委員会とか何とかを設置してやる場合は、その限りではないわけですかね、だとするならば。これはあくまで条件付きの一般競争入札方式だから、施行令が抵触してそういったことになるということなんですかね。町が独自にやる指名委員会を設置して、業者選定等を独自にやる場合には、それはあり得るという理解でいいですかね。現に、他の自治体ではそういったケースをやっておられるケースも、私は経験しているわけですからね。そういったことも踏まえて、確認の意味で聞いているんですけどもね。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 金額とか工事の種類とかにもよりますけれども、町は入札監視委員会もございますので、基本的にはこのような金額とか工事については、一般競争入札が原理原則の世界でやっているということで、指名となるとそういうこともあり得るかもしれませんが、金額の大小とか、少ないとか小規模な工事ということ踏まえると、その段階でも契約審査事務委員会の議論として、その1であればその1に10者、その2は別な10者とかという考えはあるかもしれません。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今回たまたま議案に付された契約案件の2件は、同一時期の同一時間帯の入札執行なんですか。時間ずれているのではないですか、これは。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） こちらの解釈ですけれども、基本的に五、六件につきましては、入札時間を13時半であれば13時半ということで、あと入札会場では順次1番、2番、3番ということでやっております、同時間という表現になってはいますが、基本的には当日の入札の案件が10件あれば、時間帯は13時半とかということでやりますが、そこから順次やっていくということで、時間帯は、大変もうしわけございませんが、ずれているといえはずれています。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 入札結果は、事後発表になっていますよね、事後公表しているということで。それはどういう流れで。入札の、例えば1時半に手樽・富山駅線をやって、これは一発ですか、1回で落札が決まって業者さんが決まって、そしてその後すぐ速やかに事後公表して、そして次の工事発注等に流れていくわけですか。どうなんですか、その辺、流れは。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 入札結果の公表ですけれども、当日、件数がありますので、件数10件であれば10件が入札会場ですぐ行われると。それで役場内に職員も戻ってきて整理して、そして契約ということがございますので、その段階で全て、契約締結後にホームページ、あと議会にも提出しておりますが、入札結果ということで議会に渡しているということで、入札が終わってすぐ公表ではないということでございます。

以上でございます。（「はい」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第2号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第3号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第3号令和元年度松島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第3号令和元年度松島町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、台風第19号に伴う災害復旧事業に関する経費等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

5ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、1月1日付人事異動に伴い職員1名分の人件費を補正するものであります。19目ふるさと納税費につきましては、令和元年12月27日付で愛知県在住の方より多大なる寄附をいただきましたので、その全額を積み立てるものであります。

3款民生費1項5目介護保険対策費につきましては、介護保険特別会計の介護給費について精査し、介護保険特別会計操出金を補正するものであります。

10款教育費4項2目公民館費につきましては、1月1日付人事異動に伴い職員1名分の人件費を減額するものであります。

6ページをお開き願います。

11款災害復旧費 1 項 1 目農地災害復旧費から 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費につきましては、台風第19号で被害のあった農地及び農業用施設並びに公共土木施設の災害復旧工事費について補正するものであります

歳入につきましては、3 ページをお開き願います。

16款国庫支出金につきましては、歳出でご説明しました台風第19号に伴う農地及び農業用施設並びに公共土木施設災害復旧工事に対するものであります。

19款寄附金につきましては、愛知県在住の方より、町の発展のために役立ててほしいとのご意向で寄附をいただいたものであります。

4 ページをお開き願います。23款町債につきましては、歳出でご説明しました台風第19号に伴う農地及び農業用施設並びに公共土木施設災害復旧工事に対するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、繰越明許費につきましては、台風第19号に伴う災害復旧事業について、年度内完了が見込めないため繰り越しするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 主要事業説明資料 1 をお開きください。

11款 1 項 1 目農地災害復旧費（補助・雨災）の補正につきまして説明いたします。

事項別明細書は、6 ページになります。

今回の補正につきましては、台風第19号で被災した農地の補助災害復旧工事について、令和元年12月で災害査定が完了しましたことから工事請負費を補正するものであります。

事業概要でございます。農地、水田 2 カ所の復旧を行うものです。

財源内訳ですが、国費は800万円、事業費の50%。起債は720万円、町費分の90%であります。

次ページの資料をお開きください。

農地の補助災害復旧箇所図でございます。桜渡戸地区 2 カ所の水田について、土砂撤去及び畦畔のり面整形を行うものです。

農地災害復旧費については、以上でございます。

続きまして、主要事業説明資料 2 をお開きください。

11款 1 項 2 目農業用施設災害復旧費（補助・雨災）の補正につきまして説明いたします。

事項別明細書は、同じく 6 ページになります。

今回の補正につきましては、農地同様に、台風第19号で被災した農業用施設の補助災害復旧工事について、令和元年12月及び令和2年1月で災害査定が完了しましたことから工事請負費を補正するものであります。

事業概要でございます。農業用施設、ため池3カ所、水路3カ所、農道2カ所について復旧を行うものであります。

財源内訳ですが、国費は3,705万円、事業費の65%。起債は1,790万円、町費分の90%であります。

次ページの資料をお開きください。

農業用施設の補助災害復旧箇所図でございます。水路につきましては、土砂撤去及びブロック積みなどののり面復旧。道路につきましては、のり面復旧。ため池につきましては、堤体復旧を行うものです。

農業用施設災害復旧費につきましては、以上でございます。

続きまして、主要事業説明資料3をお開きください。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費（補助・雨災）の補正につきまして説明いたします。事項別明細書は、同じく6ページになります。

今回の補正につきましては、台風第19号で被災した公共土木施設の補助災害復旧工事について、令和2年1月で災害査定が完了しましたことから工事請負費を補正するものであります。

事業概要でございます。公共土木施設、道路8カ所、河川1カ所について復旧を行うものであります。

財源内訳ですが、国費は3,480万円、事業費の66.7%。起債は1,740万円、町費分の100%であります。

次ページの資料をお開きください。

公共土木施設の補助災害復旧箇所図でございます。道路につきましては、盛り土側及び切り土側のり面ののり崩れをブロック積工、かごマット工、植生基材吹付工により復旧を行うものです。河川につきましては、河川護岸工及び堆積土砂撤去等を行うものでございます。

公共土木施設災害復旧費補助分につきましては、以上でございます。

続きまして、主要事業説明資料4をお開きください。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費（単独・雨災）の補正につきまして説明いたします。事項別明細書は、同じく6ページになります。

今回の補正につきましては、同じく台風19号で被災した公共土木施設の単独災害復旧工事費

を補正するものであります。

台風19号の公共土木施設補助災害復旧工事については資料3で説明いたしましたが、あわせて単独災害復旧工事費につきましても、今回補正するものであります。

事業概要ですが、道路9カ所、水路6カ所について復旧を行うものです。

財源内訳であります、起債額2,060万円につきましては、起債対象箇所45カ所分の事業費100%であります。

次ページの資料をお開きください。

公共土木施設の単独災害復旧箇所図でございます。赤丸箇所が道路災害、青丸箇所が水路、河川災害であります。

公共土木施設災害復旧費単独分については、以上でございます。

事項別明細書6ページの11款2項1目15節工事請負費であります、補正額6,750万円につきましては、補助災害分が5,220万円、単独災害分が3,530万円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 1つだけお聞きしますけれども、これ全部、町内の被災した箇所の事業は終了になるのかどうか。まだ調査している箇所があつて、今後も追加の予定があるのか。今後、住民からの申し出があれば、そういったものも今後の対策に当てはまっていくのか。その辺の状況について教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 12月に農地の単独災害分、あと今回農地、農業用施設、公共土木施設の補助分、あと公共土木施設の単独分ということで補正させていただきました。町でやる工事分につきましては、これで補正は最後だと考えております。

ただ、今から、確認できなかった箇所、町でも確認しておりますけれども、できなかった箇所等々出てきた場合につきましては、また箇所に追加してこの中で実施したいと考えております。

あともう1つでありますけれども、農業用施設の排水機場、揚水機場につきましては、同じく宮城県と、あと鶴田川沿岸土地改良区さんで災害査定を受けておりますけれども、こちらにつきましては事業費が決定次第、町の負担金が発生してくるということもありますので、後に補正させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、資料を見させていただいて、私も、本当に軽微な感じなんだけれども、のりが若干崩れているようなところがあるななんて思いながら走って見ている箇所もあるんです。そういった箇所が今回の単独分にも載っていないし、どうしたものかなと思っていたものですからお聞きをいたしました。ぜひ今後も、多少なりとも地域から声が出てくるものもあるかと思しますので、そういったものについて対応していただけるようお願いしたいと思うのでありますが、いかがですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今から出てきた箇所とか軽微な箇所とかも含めまして、単独災害復旧のほうに取り入れながら実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今野議員さんの質問に後段で答える形で、要するに、鶴田川関係とか県のかかわりのある部分での取り合い、そういったものについては、今後、判明次第また補正なのか、あるいは当初、3月の議会の前段で補正対応での整理になるのかわかりませんが、そういったことを描かれているということで理解しておいていいんですね。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 災害査定はもう終わっておりますけれども、負担割合とか、松島町だけの単独もありますけれども、大崎市、大郷町の関係もありますので、その辺の負担割合を確定できれば、3月に間に合えば3月という形で考えております。あと、いつの時期に補正するのかというのも確認しながら実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） それで、資料の4にかかわってくるのか、要するに単独災の部分で、実は田中川の支流というか上流部で、例年初原地区で祭りがあるわけなんですけれども、祭りの中での見せ場として用水のためのせきとめをする箇所があって、そこは赤道とかシートがけになっているんですけれども。要するに私が聞きたいのは、利府町と松島町の行政界に当たります赤沼から初原の欠田橋というんですか、大郷町に向かうところのY字路、県道のY字路になる部分の遊歩道というんですか、道路にかかわってののり面崩壊したりしている部分とかにつ

いて、宮城県とよくお話もうされているのかもしれませんが、その辺、現場は安全対策も緊急的に施されていますけれども、そういったものについての実施の時期、見通しはいつになるのかというところを知りたかったんですけども。今回のところには入っていないようなんですけれども。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 田中川と田中川沿いにあります自転車道、その辺に関しましては宮城県管理となっておりますので、宮城県さんもいろいろ災害査定をいっぱい抱えている中で、なかなか手がかけられないというようなこともありますので、その辺、現地確認させていただきながら、時期も確認していきたいと、あとお願いしてまいりたいと思っております。町では今のところは実施する予定はないという形となっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 随時、松島町の建設課と仙台土木事務所さんで現場立ち会いなんかもしているのも出くわすというか見てはいるんですけども。そういったことの情報が入れば、せめて地元の行政区等にお話しただけならありがたいなと思っておりますけれども。その辺もひとつよろしくお願ひしたいと。

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 申しわけありません、災害復旧のことだけしか質問しなかったのです。その他のやつがあるんですよ、考えてみたら。それで、済みませんが、ちょっとお聞きしたいことがあったので。

1つは、一般管理費で、それから公民館費、ここで人事異動が1月1日であったということで説明をされているわけなんです、臨時議会の中で補正ということになっていきますので、かなり急だったのかなという思いをして見ているわけですが、一般的に退職をされたりするという場合には、1カ月とか3カ月とかそのぐらい前には退職願を出すとかそういう形になっているのではないのかなと思うんですが、今回の流れというのは、そういうふうにはできなかったのかどうか。言ってみれば、事前通告があれば、12月の定例の議会で補正できるわけですよ、実質上は。事が起きてから補正ということに今回はなっているんだと思いますので、その辺の事情について教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、10月末で会計課職員の方が1名退職をして、年内は現状のままできまして、1月1日付で公民館から会計課に異動したということで、その分として今回補正させていただいたということです。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それはわかるんですが、12月で退職ということになれば、12月の補正で当然計上できるものではないかと。何でこの臨時議会の補正になったんだろうかということなんですから。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今回の退職は、前もってさっき言ったように3カ月前に退職しますということではなく、急遽退職したと。その中で1人減ったわけですから、原課といろいろ相談して、できる限り頑張ると、じゃあ年度内1名減った状態でよろしくお願ひしたいということであつたわけですが、やっぱり年度末、それから新年度、どうしても、やっぱり対銀行等もあるし、いろいろなこともあつてちょっとやっぱり3名では無理だという話で、年末あたりに話がやっぱり来ました。その中で、いろいろ庁舎全体で各所課と協議させていただきながら、しからば1月1日でその対応をしたいということで今回補正させていただきました。

本来ですと、今言われたように前もってわかつていけば、10月にやめたというんだつたら12月にかけてなんですけれども。年度末でなかなか人を動かすというのは難しいところがあつたんですけれども、いろいろな諸般の理由で、ぎりぎりまで頑張ってもらつてもらつたんですけれども、やっぱり年度末等でちょっと事務的に大変だということで、今回このような形で補正をさせていただいたというのが事実であります。

今後は、そういう部分、事前にわかればやっぱり区切り区切りで、きちんとした形で、それは人材の組み直しとかなんかは対応していきたいと思つております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 結局、だから公民館だって大変なわけでしょう。それを公民館から引張つてきて会計課に移したと、こういうことになるわけで。どっちが大変かなんていう話にはなかなかかなりづらいのかなという気が私はするんです。それこそ年末を控えてきての時期ですから。その辺の判断は本当に妥当だったのかなという気がどうしてもするんです。だったら、公民館のほうに別の形で人の配置をするということも考える必要性はなかったのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） そこもありまして、公民館事業の状況も、異動された方は会計課の経験があるということだったので、じゃあその公民館の1名減になることによって公民館事業についてどうなのかということもちょっとありました。その辺を教育委員会でいろいろと相談させていただきながら、どの時期でと。それから事業の進めてくる度合いとかを判断させていただいて、教育委員会でいろいろとお話をさせていただきました。そういう中で、人をこうふやすということはなかなか難しいんですけれども、いろいろな庁舎内全体のところをやらせていただいて、教育委員会と相談をし、させていただいたというところであります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私もその辺、仕事を実際のところ、具体的なそれぞれでどんな形でやられているのか私はよくわからないからですけれども、やっぱり必要だから人は配置をしているわけなので、1人引き揚げてしまえば、その分やっぱりそこで一緒に仕事をされていた方々の負担になるんだと思うんですよ。だから、やっぱりそこを町としてきちんと埋める努力も必要だったのではないかなと。そういう意味では、改めて職員経験のある方を臨時でお願いするとかということなんかも、もしかすると考えられたのではないのかなという気がするんですよ。そういう意味で、今後のことも含めて、またそういうことが起きる可能性があると思うんですよ。やっぱりその辺はきちんと、そういう場合にはこういう手当ををするという方向性を町としても持っておく必要があるんじゃないかと。結局、公民館の皆さんどう感じているかわかりませんが、私は、1人減った分の仕事量はやっぱりふえて仕事をせざるを得ない状況になっているんだろうなと思うんです。公民館だって、たしか3月は公民館祭りか何かありますよね。そういう準備等々も多分あるんだろうと思うし、忙しい中でそれぞれやっていたらやるということですので、そこを、あいた穴をやっぱり埋めるという作業を当然すべきだったのではないかということだけ1つ申し上げておきたいと思います。

それから、もう1つ、ふるさと納税の関係なんですけれども。確認ですけれども、3億円のご寄附をいただいたということで、大変な金額の寄附ということで、ホームページを見ますと、この金額を除くと大体、令和元年度はまだ360万円余りと、こういうことありますよね。ホームページに載っていますよね。載っていますよ。3億円除くと360万円ですよねという話を今したの。この3億円いただいて、合わせて今合計で、全部で3億1,000……（「確認したほうがいいですか」の声あり）3億1,700万円ですかね、ホームページ見ると。合計でそういうふう書いてあるんですよね、件数で360件と。それで、特にこの3億円という大きいお金を

いただいたということで、その活用方法について何か考えがあるのかどうかということと、それから当然返礼ということがあるかと思うんですが、規定でいうと、寄附金20万5,000円以上のグループになって、本町の規定はそれ以上はないわけですね。ですから、その辺の考え方と、返礼に当たってご本人とどのような話し合いがされたのか、その辺についてももしあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 納税していただいた方につきましては、これまでも何度か年度に分けて過去に例がありましたけれども、今回も12月の暮れにそういうご寄附があったということでありました。こちらから一応お電話さしあげまして、できたら本当はお伺いをして、しかるべきご挨拶をするべきなのでしょうし、あと返礼品についてもいろいろお話し合いをということでありましたけれども、返礼品については要らないというお話でございますので、とにかく町の発展のために活用してほしいということでもございました。しからば、じゃあこれを今後どのように使うかということにつきましては、早急なものの考えじゃなくて、一旦ちょっと寄附として積んで、それからよく庁舎内で議論をして、納税された人の意志に沿っていろいろ活用していきたい。この方面については、今後、新年度以降になるのかなとは思っております。ただ、今、今野議員から何に使うんだと言われると、このために使いますということは今まだ考えていません。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。余りそんなにそんなにいっぱい聞いてもしようがないと思うので。ただ、その寄附金の額で、改めて返礼品の最高位が20万5,000円というところで終わっているんですけども、総務省で返礼品の最高上限額が3割ぐらいということでのお話になっているわけなので、大きい金額の例えば数千万円とか今後もあるかもしれないんですが、そういった場合に対応するものというのは、今後考えるのか考えないのか。その辺どうするかというのも、今回の例を見るとちょっと課題としてあるのかなというような気がするんですが、その辺についてはどんなふうにご考えておられるのか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これまでも何回か同じ方からあったんですけども、返礼品については余り、何々が欲しいということではなくて、使ってくださいということで、ただこちらから御礼として松島のポロシャツとかそういったものを送った経緯はありますけれども、今回の件に

関しましても特段何がどうのこうのということとはございませんでした。

また、うちのほうでふるさと納税に関しましてある会社を頼んでやっておりますけれども、そこを経由しないでやってほしいということでもございましたので、直接町がいただくという形にさせていただきましたので、そういったことも当たらないのかなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それはそれでいいんです。だから、一般的にふるさと納税を委託している業者を通してでも直接でも、いろいろケース・バイ・ケースであるんだと思うんですけども、その際に、多額のご寄附をいただくといった場合に、この20万5,000円を超えるケースというのは出てくるんだと思うんですよ。その場合の対応として、この上限、最高が20万5,000円、Iグループになるわけですね。それ以降の金額設定というのは必要がないものなのかなどかなと、こう思ったものですから、その辺についての今後の考え方があれば教えてくださいと、こういうことです。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず今回の愛知県の方の金額とかそちらはまた別といたしましても、一般的な方ということのお話でさせていただければ、町では基本的に1万円から20万1,000円ということで、過去というかこれまでも今回もそうですけれども、寄附する方々が、各市町村の寄附金額といわゆる返礼品とかを見て、同じところに数回分割して寄附するという方が多々いらっしゃいます。一例ですと、ホテルの宿泊券の返礼品の金額に合わせて、そこに何月に1回、同じ日とかちょっと時期がずれてもう1回と。私たちが考えられるのは、ペア宿泊券を例にすれば、家族4人であれば1カ月で1回寄附してペアチケット、また同じところに同じ金額を寄附してペアチケットということで、家族でこちらのほうにいらっしゃると、そういうこともやっている国民の方もいらっしゃいますので、異種的に今後高額となった場合の扱いはあれなんですけど、そちらはまた別の話としても、一般的な方については、町としても20万1,000円ということでの返礼品が妥当というか、今のところ20万1,000円がいいのかなと。

ただ、今回のような高額な寄附の方につきましては、これから出てくるか出てこないかは別としても、町長が先ほど述べたように、ある程度本人のご意向とか、そうした場合に町としてのAからHまでの区分で可能か、そのときに寄附者の方とちょっとご協議させていただくと。余りにも高額な寄附を設定しても、返礼品が1品には限りませんが、あとは分割で、20万ずつの分割で100万とかということでの協議になるのかなということ踏まえると、ちょっと今の現段階では、高額な寄附に対しての返礼品というのは具体的に考えていないという状

況でございます。

以上でございます。（「はい」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 1点だけちょっとお聞きしたいんですけれども。今回の方は前からということで、それなりの人なんだろうと思いますけれども、今後、こういう多額の寄附金があったときに、どういう人なんだろうなという確認というのはなされるもののかなと思ったんですよ。今、桜を見る会でアウトローを招待したのではないかなんていう話も出ているので、寄附しますというからということで、はい、ありがとうございますという受け取り方をしているのか、相手の確認というのはどんな形でやっているのかなと思ったんです、今話を聞いていて。ただ単に、ありがとうございますと受けているのかなと。そこどうなっているのか、ちょっと聞いてみたい。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 今回の寄附の方の確認ということですが、今回の愛知県在住の方のふるさと寄附金につきましては、平成26年度が初めてということで、26年度から5寄附をいただいていると。当時から、本人じゃなくて代理人、秘書の方からのご連絡ということで、担当課担当班としても秘書の方との連絡のみでございます。それで、その秘書の方からのお話ですが、松島町に親戚がいるということで、町にはそういうことで寄附をしたいということのお話がありまして、平成26年度、あと28年度、29年度、30年度、あと今回ということで、全て代理人、秘書の方を通じてお話を承って寄附をいただいているということで、本人ともちょっとお話ししたことがございません。先ほど町長が申し上げたとおり、こちらから面会とかというお話をしているんですが、秘書の方を通じてお断りされているということで、それ以上ちょっと担当課としても把握がかなり難しいというので、松島町に親戚がいるということで、松島町の発展のためということで、余り、不適切な表現といいますか、そこまで探っていくと、町としても寄附をやめたといわれるのも大変なこととして、ちょっと担当課としては考えられるため、秘書の方を通じて本人のご意向とかを確認しながらということで、そのような状況でこれまでもやっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回の愛知県の方以外にも、これまでいろいろ高額、幾ら以上が高額だということもあるかもしれませんが、多額のお金をいただいたときに関しましては、担

当からどここの誰々様ということでの報告は受けております。じゃあその方にお会いしていますかと言われるとお会いしていませんけれども、一応お名前等はちゃんと把握して、松島町にいわれのある方、そういったことで、また町内の方でも高額納税されている方もいますので、そういった方々のお名前等に関しましては、きちっと報告はいただいているところであります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 寄附してくれる人だから、そんなに悪い人はいないんだと思います、基本的には。ただ、さっきも言ったように、不当な利益を上げた人がたまたまそういう形でまぎっていたのを桜を見る会で招待するとかなんとかという話になるので、万が一そういう人、いないと思いますけれども、もしそういうお金だったらこれは大変なことになるのかなという思いがするんですよ。ありがとうございますと受け取ったとしても。だから、そういう人の確認というのは最低限必要なのかなというふうには思ったんですけれども。それで、そういう質問に今なったんですけれども、そこはどうなのでしょう。しなくてもいいのかなと。ただいただくだけということなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 余り答弁できませんけれども、ここに至った経緯というのは聞いておりますので、その至った経緯の中で今回の寄附になったということでございますので、それであれば別にどうのこうのということではないのかなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりましたから。今までの人、この人はもういいんです。わかっている人だからいいという。今後、名前出さないでくれと、ただ寄附しますと来たときに、そんなに3億円もという話になったときに、ある程度、最低限の確認は必要なのかなと私は思いましたので、そんな質問になったわけです。要らないのかなと思いますか。確認は要らないんですかと。（「確認したって」の声）いやいや、今まではよ。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 確認の仕方は、最初に来るときはお金で、こういうことで来ます。そのときに、例えば今は3億円ですが、この3億円はどういうお金と、そういうことは、聞くことはほとんどありません。ですから、相手方もそういう誠意があつて、何か理由があつて、松島に縁があつてということで寄附をいただいている。その辺の気持ちを大事にして松島では受けています。ただ、どなたから来たかというのは、うちらも御礼状とかいろいろする以上、それは確認はさせています。ただ、そのお金がどこから出たということまでは入ってはおりま

せんので、その辺はちょっとご理解をいただきたい。ただ、後々何かあったときにどうかとなった場合については、それはそのときちょっといろいろと考えなくてはいけないかもしれませんが、寄附の段階ではそういうことは考えておりません。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。そのとおりだと思うんです。あなたどういう仕事で儲かったんですかとかどういうことしてるんですかとか、せつかく寄附してくれる人に聞くのも失礼だなという思いがするんですけれども、ぼんと多額の寄附金があって、名前は出せないんです、ただこういう人ですという説明があったのを我々が信頼して議決するということになるんだな、これからはね。そういうことでいいんですね。はい、わかりました。

○議長（阿部幸夫君） 傍聴の申し出がありますので、お伝えします。

塩竈市、松田佐世子さんでございます。

質疑を受けたいと思います。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 6ページ、災害復旧費1目、2目、それから公共土木、このようにありまして、台風19号による農地、農業施設、それから公共土木施設、こういう工事で1億6,050万円、3つの工事費を合わせると1億6,050万円。それで、この説明資料1から4、何カ所、何カ所と書かれております。そうすると、ため池3カ所、農道2カ所、河川1カ所、水路6カ所、道路98カ所、農地が2カ所、合わせて112カ所の今回工事なんですね。それで1億6,050万円と。このように箇所割には工事費は少ないんですけれども、大変な工事の量ですね。道路1つに見ても、これは大変なことです。これから農繁期に入る。いろいろな農業の方たちが忙しくなる時期を迎えるわけでありまして、まして先ほども工事の入札のありました。これからこの工事の112カ所の入札があるのかなと思いますけれども、この特に道路、こんなに道路がありまして、一括にするともう低いと思うんですよ。本当にちょっとした直すところ、こういった入札をどのようにしていくのか。震災復興の場合、余りにも工事費が少な過ぎて不調に終わったということがよくあったわけですね。そういうことも含めながら、どのような体制をとって入札に臨まれるのか、よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず補助災害でございますけれども、農地、農業用施設、あと公共土木施設とありますが、公共土木施設災害復旧費、道路、河川につきましては、発注設計書がもうできております。ですので、2月中に契約までこぎつけられるように契約事務に取りかかりたいと思っております。こちらにつきましては、道路2工事、あと河川1工事に分けて発注

したいと考えております。ロットである程度箇所をまとめまして発注したいと考えております。

あと、農地、農業用施設につきましては、こちら簡素化による査定を受けておりますことから、今度、宮城県の承認を得なければなりません。宮城県の承認作業も今週で実施する予定でございまして、順次発注していきたいと考えております。ただ、農地関係、あと農業用施設関係につきましては、田んぼの耕作ということもありますので、耕作が影響出ないように、単独も交えながら応急等も含め最終の復旧を考えていきたいと思っております。

では、発注をどうするかということでもありますけれども、農地、農業用施設関係は、災害防止協議会と協議をしまいついておりまして、災害防止協議会で単独災害分についてはいろいろ手を入れてくださいということで話をしておりました。おのおの契約をしまして実施していきたいと考えております。

あと、最後に、公共土木施設災害の単独分でございますけれども、こちらにつきましても、ある程度ロットというか箇所をまとめまして発注する部分と、同じく災害防止協議会にお願いする部分があるかと思っておりますので、その辺含めながら、全部が全部一般競争入札でやるという形ではなくて、速い方法をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今、答弁の中に、工事の道路、河川、いろいろなことで分けて発注し、そして災防と協議しながらいくということになりますから、当然、松島町の業者さんが中心となってこの工事をやるということの認識でいいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 公共土木施設災害等につきましては、工事費が大きくなりますので、入れる業者、入れない業者というのが出てきますけれども、単独災害分につきましては、松島町の業者さんに頑張ってもらわなければならないなと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そのとおりお願いしたいと思っておりますね。松島の業者さんでないとこんな細かいのなかなかできないと。よく地理的にも知っていることだから、できるだけ町内業者に本当にお願ひしながらしていただきたいと思っております。そのことですね。よろしくお願ひします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第3号令和元年度松島町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時25分とします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

---

日程第6 議案第4号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第4号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第4号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費の実績見込みに伴う精査により補正するものであり、歳入につきましては、保険給付費に対する財源について増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今回説明ありましたように、療養給付費で5,500万円余り、約5%増と。それから、高額療養費で2,680万円余りで16.7%増という補正になるわけでありましてけれども、

極めて大きい補正額になっているかなと思います。なおかつ12月の補正ではなくてこの臨時議会での補正ということで、大変費用のかかる病気が発生したのかなというような思いで見ているわけなんでありますが、今回このような補正になった理由について、ひとつお聞かせをいただきたいのと、それから高額療養費、やはり松島町どんどん高齢化も進んでいたりすることも含めて、次の介護保険もありますので、費用がかさむ傾向が出てきているのかなと思っているんですが、この国民健康保険のほうにおいても、高額療養費のこれまでの流れと今後の見通しについて、どんなふうを考えておられるのか。これらの費用が今後の宮城県に対する納付金の額にどう影響を及ぼすことになるのか。その辺について見通しがあれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） お答えします。今回の増額の要因といたしましては、レセプト等確認させていただいたんですけれども、がん治療に係る高額薬剤、それからその他、脳疾患、心臓疾患、それから透析等的高額、それから高度高额的な治療が大変多かったというのが理由でございます。

それから、高額療養費の今後の見通しなんですけれども、団塊の世代と言われている人たちが5年後の2025年には後期高齢医療制度に移行するわけなんですけれども、今年度の医療費を見ますと、これは11月分の医療費なんですけれども、70歳から74歳だけで町の国保の医療費の40%ほどを占めております。この団塊の世代といわれる方々が後期高齢医療制度に移行するまでには、医療費の変動について多分多大な影響をもたらすのではないかとこのことを推測しております。

それから、納付金の件なんですけれども、いつ、幾ら、どのくらい上がるのかという具体的な数字はちょっときょうは申し上げられませんが、この納付金の算定上、計算上、医療費に係る、どのくらいかかったか、その医療費水準というのが計算の一部に入ってきますので、前段でも申し上げましたが、どのくらいそれが納付金に出てくるのかという数字は申し上げられませんが、こういった高度高额的な医療がかさめばかさむほど納付金も高くなってくるんだらうなど。あわせて、今後、団塊の世代といわれる方々も後期高齢に移行するまでの間、医療費がかさむとなれば、納付金に影響が出てくるんだらうなど推測しております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 高額のほうについては、介護保険の会計のほうで資料も出していただいたんですが、ぜひ国保でも出していただければよかったと思うんですが。そういう資料を改め

て求めておきたいと思うんですが、提出いただけないでしょうかね。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 同様の資料を提出させていただきたいと思います。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） いいですか。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第4号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第5号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第5号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第5号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護サービスの利用実績見込みに伴う施設介護サービス利用者増及び高額介護サービス費支給対象者増により保険給付費を補正するものであり、その財源を精査し財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

今回、施設介護サービス利用者並びに高額介護サービス費の支給対象者の増によりということとで補正になっているわけですが、実際、それぞれ資料はいただいています、額面的にいただいているのであれですけれども、どれくらいの方々がふえているというふうに捉えていますかね。人数ですね、対象者数。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 対象者といえますか、利用延べ件数を上段に挙げさせていただいております。特定入所者介護サービス費につきましては、予算当初2,735件を見込んでおりましたところ、見込みとして419名増の3,074件を見込んでおります。

また、高額介護サービス費につきましては、当初2,770件を見込んでおりましたが、674件増の3,333件を見込んでおります。

こちらは、施設を利用する方がふえたためにどちらの給付費も伸びているもので、対象者がどのくらいいらっしゃるのかという点については担当課ではつかんでおりませんが、特別養護老人ホームにつきましても、老人保健施設につきましても、周辺の自治体での建設といえますか設置により、松島町の町民の方が少しずつふえているという現状がございまして、給付費が伸びております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 町としてつかんでいないということですが、近隣市町のそういった施設等を利用された場合にも、松島町に請求が来てこういった支払いをしているということだと思えますけれどもね。そうしたら、そこでわかるのではないかと、延べ件数でも何でもいいんですけれども。今、読み方として、いただいた資料で大体おおよそ察しはついたんですけれども、そういったことではあるんですよ、実際は、処理の流れとしては。そこだけちょっと再確認です。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 実件数につきましては、毎月毎月国保連から来る請求に基づいて対象者を特定することができますし、実人数、延べ件数ともに把握はしてございます。以上です。（「はい」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第5号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第8 議案第6号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第6号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第6号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、台風第19号に伴う松島中継ポンプ場災害復旧工事に関する経費について補正するものであります。

また、繰越明許費につきましては、松島中継ポンプ場災害復旧事業について、年度内完了が見込めないことから繰り越しするものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、主要事業説明資料をごらんいただきたいと思います。

3款1項1目公共下水道施設災害復旧事業の補正につきましてご説明いたします。

事項別明細書につきましては、8ページになります。あわせてごらんいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、令和元年度台風第19号により被災した公共下水道施設の災害復

旧工事費を補正するものでございます。

台風第19号の公共下水道施設災害復旧箇所につきましては、令和2年1月で災害査定が完了しましたので、工事請負費300万円を補正するものでございます。

事業概要につきましては、下水道施設である松島中継ポンプ場について、排気設備及び照明設備の復旧を行うものでございます。

財源内訳でございますが、国費が200万円で事業費の66.7%、起債は100万円で町費分の100%でございます。

次ページの資料をお開きいただきたいと思っております。

公共下水道施設災害復旧箇所図でございます。松島中継ポンプ場の災害復旧工事につきましては、台風第19号の大雨により排水区内が浸水したことで汚水の異常流入が発生し、そのため場内のポンプの排水能力を上回ってしまったことから、施設内が浸水し被災したものでございます。

箇所図右上に、被災箇所概要断面図を表示しておりますが、地下機械室に設置しております灯具及び吸引ファンの復旧工事を行うものでございます。

公共下水道施設災害復旧事業につきましては、以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番です。

ちょっと確認ですが、今回、災害復旧に当たってですけれども、原則、原状回復という形になるかとは思いますが、今回被災したことによって、この高さで照明だったり吸引ファンだったり、その高さが少し高めにしなければいけないんだとして、改善の余地を見て復旧に付すという形を考慮されるんですか。それか、もともとのあったところにまた戻すという形なんですか。その辺だけちょっと確認したい。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 基本的には災害復旧事業でございますので、原状回復というのが基本になりますので、今のところ原状の場所に復旧させていただくという形になります。

また、今ご指摘のように、吸引ファンとかにつきましては、要するに硫化水素を上上げるという部分がありますので、どうしても地下の深いところに気体がたまるというのがございますので、どうしても下のほうに設置させていただくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） せめて照明施設だけでも、LEDとかこれまでのスタイルよりもちょっとグレードアップしたような器具等で改めるとか、そういったことも考えておられないということですか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 基本的にはこれまでの使っている照明とほぼ同等のもので積算をさせていただきまして、これで復旧作業に入らせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第6号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

令和2年第1回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

なお、全協につきましては、13時開会といたします。よろしく申し上げます。

午前11時43分 閉会